

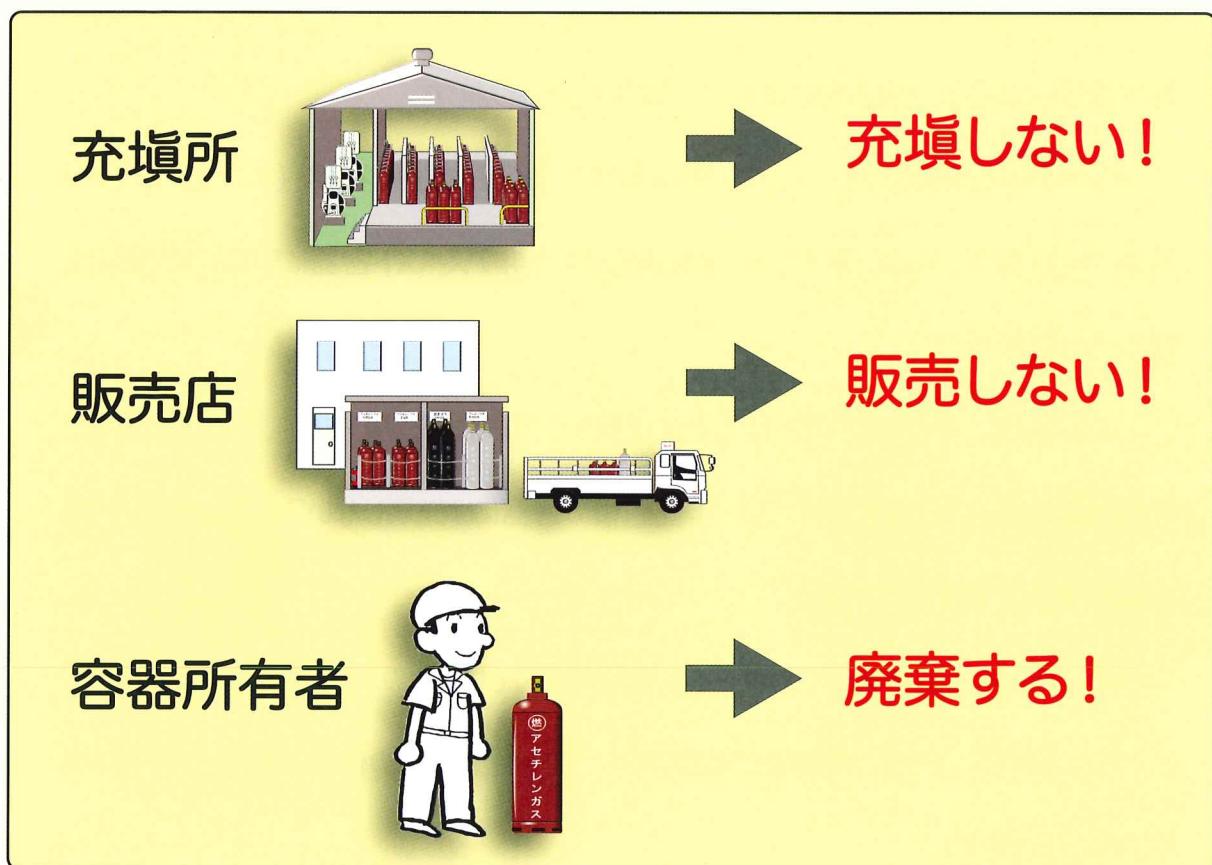
# 溶解アセチレン容器をお取り扱いの皆様へ



## アスベスト含有固体マス容器の使用期限ガイドライン

JIMGAでは2006年4月に「溶解アセチレン容器の非アスベスト化を促進することを目的として、アスベスト含有固体マス容器の使用期限の目処を容器製造後38年とする」と決定しました。

**非アスベスト化促進のため容器製造から38年経過容器は**



(例)

1-81      1981年1月製造  
38年経過年月：2019年1月

刻印されている製造年月に38年加算した年月を過ぎたものが38年経過容器となる

溶解アセチレン容器所有者の皆様  
販売店・ディーラーの皆様

一般社団法人日本産業・医療ガス協会

### アスペスト含有固形マス容器の使用期限のガイドライン

当協会は 2006 年に「石綿含有製品の代替化に係る計画」を厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課衛生対策班へ提出しました。

その内容は溶解アセチレン容器に使用されている多孔質物に石綿（アスペスト）が使用されているので、2006 年 4 月以降に製造された非アスペスト容器に早期に切り替えを行うという内容でした。

しかしながら、当時は日本国内に該当容器が 130 万本流通しており、その入れ替えの具体的な方法として、製造から 38 年経過後の容器には充填しない取り決めを行い、順次廃却することを計画しました。

2006 年から 13 年経過した現在も、廃却が進んでいないのが現状です。そこで、容器所有者の皆様に、再度、事情をご理解頂き、できる限り早期の使用停止及び廃却をお願い申し上げます。

また、溶解アセチレンを取り扱っていらっしゃる販売店・ディーラーの皆様におかれましては、該当する容器のものは、販売されない様、お願い致します。

一方、溶解アセチレンガス充填工場には、当協会より、該当容器へ充填しない様、強く啓発致します。

以上